

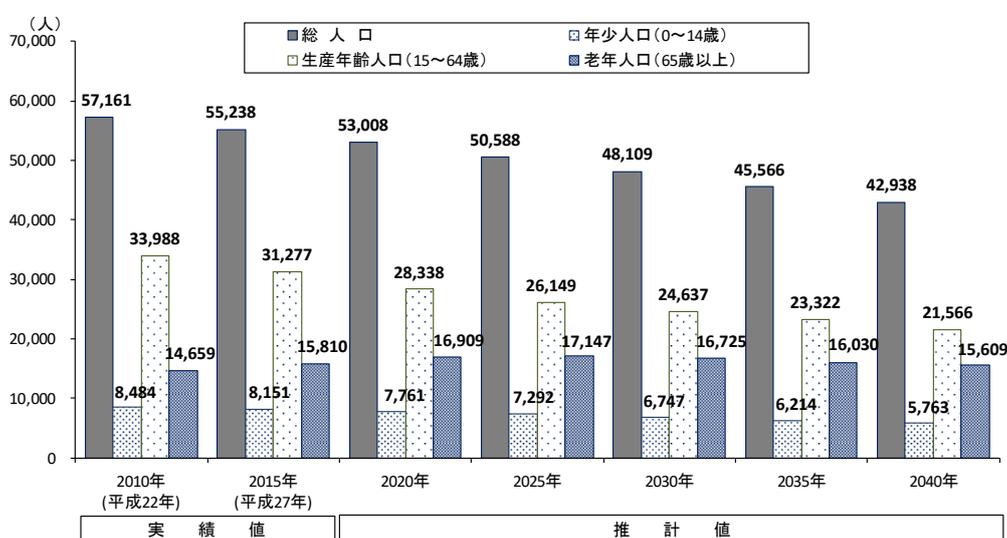
第2章 伊万里市の現状と課題

1 子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 総人口・年齢区分別人口の推移と予測

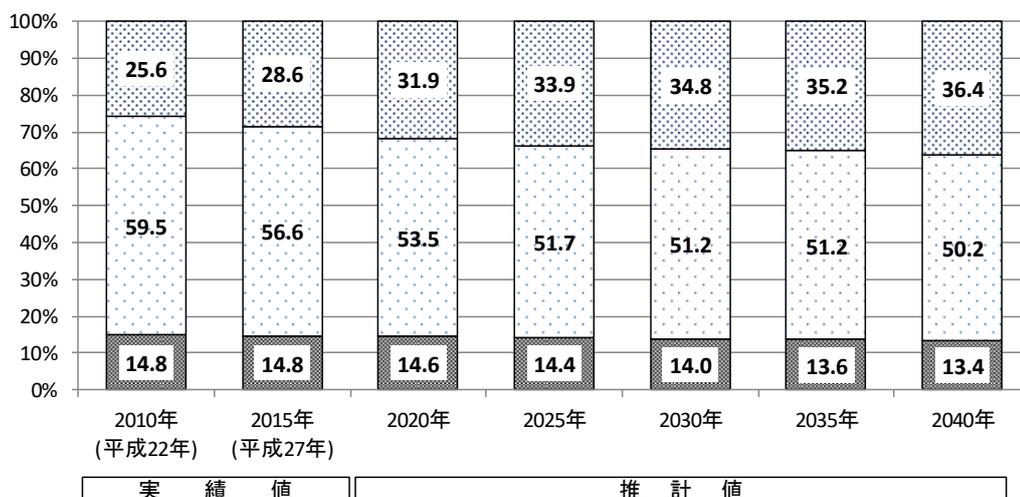
- 本市の総人口は、2015年（平成27年）には55,238人ですが、その後は一貫して減少すると推計されています。
- 年齢区分別では、14歳以下の年少人口と15歳～64歳の生産年齢人口は減少し、65歳以上の老年人口は2025年をピークに減少傾向で推移すると推計されています。
- 2040年には高齢化率が36.4%になると推計されています。

■総人口・年齢区分別人口の推移と予測■



資料:2015年までは国勢調査実績値、2020年以降は社人研推計値

■老年人口(65歳以上) □生産年齢人口(15～64歳) ■年少人口(0～14歳)

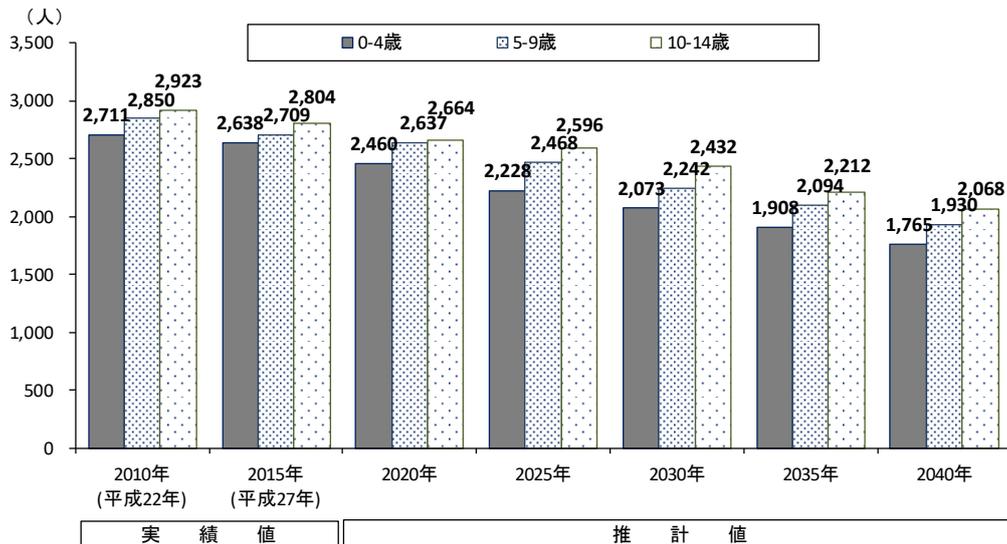


資料:2015年までは国勢調査実績値、2020年以降は社人研推計値

(2) 子ども・子育て対象人口の推移と予測

- 本市の2015年(平成27年)の0～4歳人口は2,638人、5～9歳人口は2,709人、10～14歳人口は2,804人ですが、3区分ともにその後は一貫して減少していきます。

■14歳以下3区分別人口の推移と予測■



資料:2015年までは国勢調査実績値、2020年以降は社人研推計値

(3) 出生数

- 本市の出生数は、2014年(平成26年)の576人から2018年(平成30年)の467人に一貫して減少しています。
- 人口千人当たり出生率は、平成30年は8.39%で各年ともに佐賀県に比べると高くなっています。

※% (パーミル) : 千分率のこと。全体を1000としたときの割合

■出生数の推移■

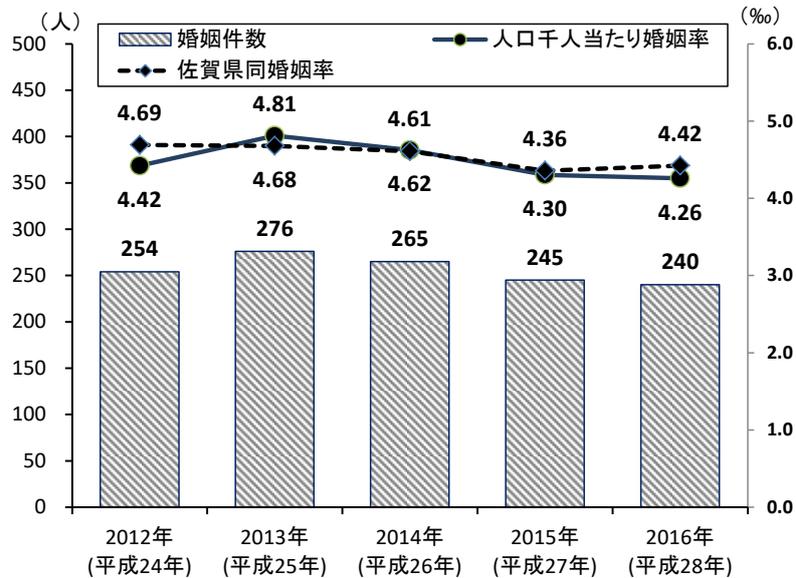


資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(総務省)

(4) 婚姻件数・婚姻率

- 本市の婚姻件数は、2013年（平成25年）の276件をピークに減少し、2016年（平成28年）は240件となっています。
- 人口千人当たり婚姻率は、2013年（平成25年）の4.81%をピークに減少し、2016年（平成28年）は4.26%となっており、佐賀県とほぼ同様の推移となっています。

■婚姻件数・結婚率の推移■

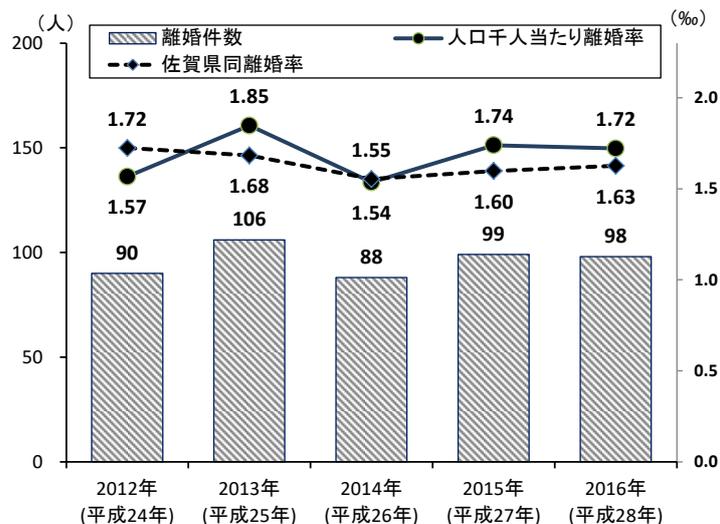


資料:佐賀県保健統計

(5) 離婚件数・離婚率

- 本市の離婚件数は、おおむね 100 件前後で推移しています。
- 人口千人当たり離婚率は、1.55%~1.85%となっており、佐賀県に比べるとやや高く推移しています。

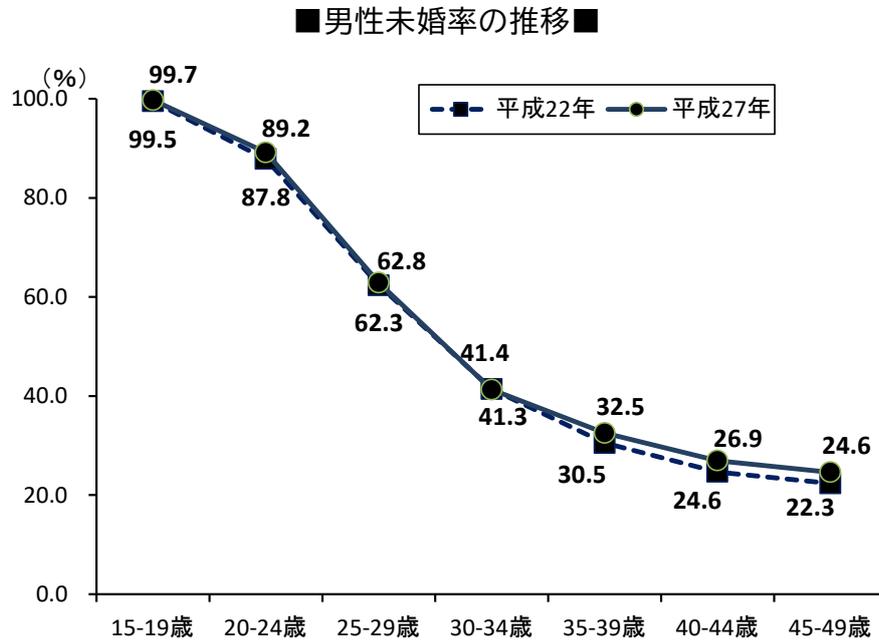
■離婚件数・離婚率の推移■



資料:佐賀県保健統計

(6) 男性未婚率

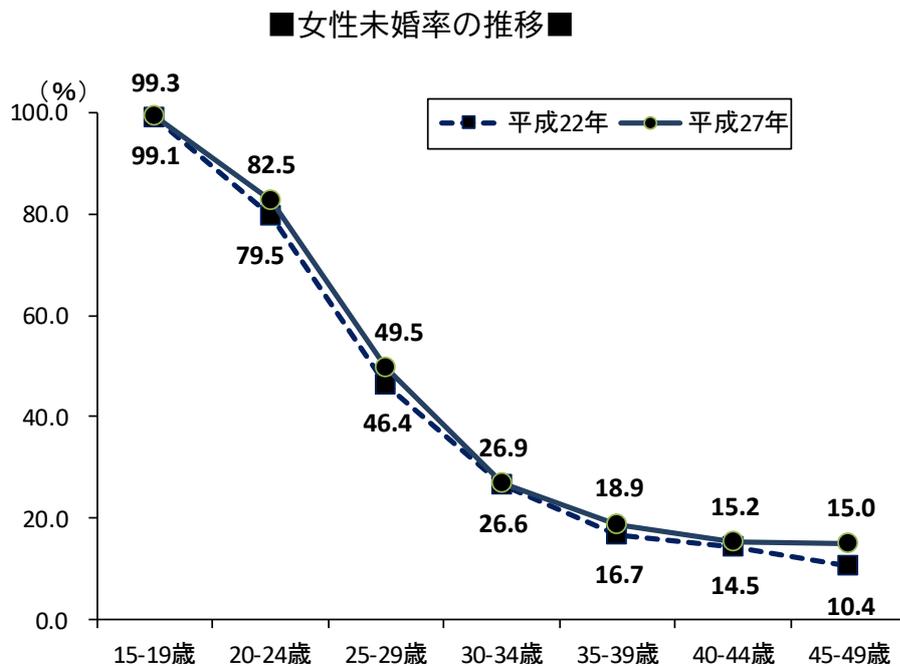
●本市の男性未婚率は、5年間でいずれの年齢層も上昇しており、未婚化が進んでいます。



資料：国勢調査

(7) 女性未婚率

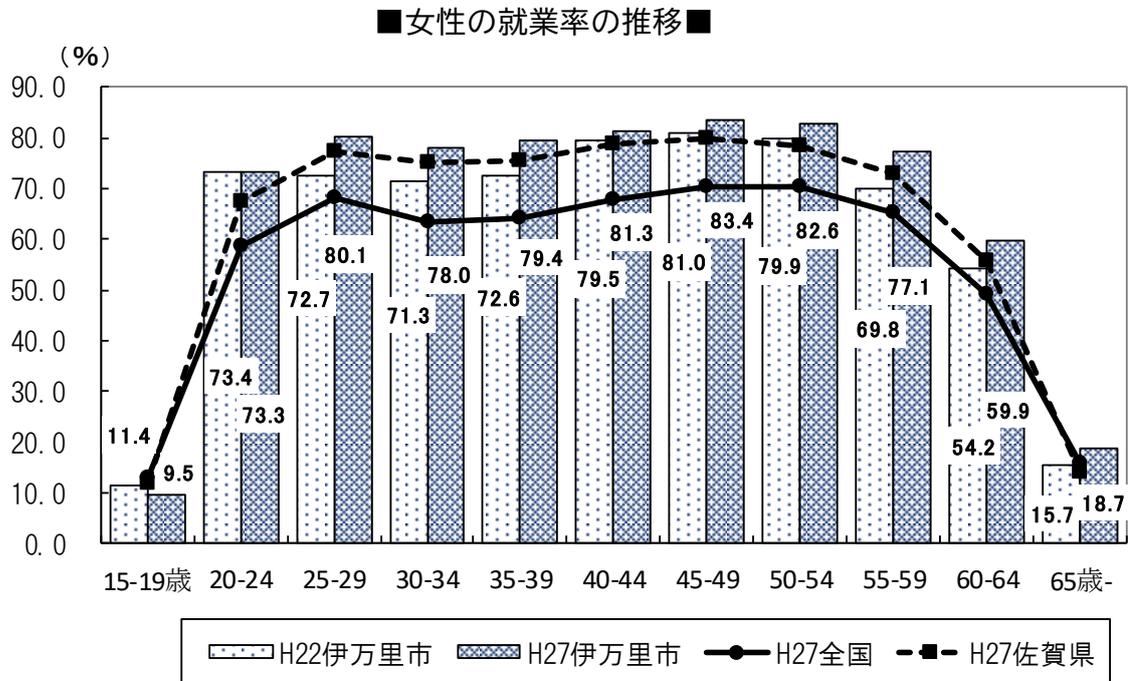
●本市の女性未婚率も、男性と同様に、5年間でいずれの年齢層も上昇し、特に子育て世代の中心となる20-29歳の年齢層の未婚化が進んでいます。



資料：国勢調査

(8) 女性の就労状況

- 平成22年から平成27年にかけて、15-24歳までは就業率が低下傾向ですが、25-29歳以降はいずれの年代においても就業率が上昇しています。
- 特に25-29歳、55-59歳の就業率の上昇が顕著になっています。



資料:国勢調査

2 ニーズ調査結果にみる本市の特徴

(1) 調査の概要

区 分	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査
1. 調査対象者と抽出方法	<p>市内に居住する就学前児童のいる世帯の保護者を対象とし、1,000世帯を住民基本台帳より無作為に抽出しました。</p> <p>なお、対象となる児童が2人以上いる場合は、年齢の低い児童を対象としました。</p>	<p>市内に居住する小学生のいる世帯（就学前児童のいる世帯を除く）の保護者を対象とし、1,000世帯を住民基本台帳より無作為に抽出しました。</p> <p>なお、対象となる児童が2人以上いる場合は、年齢の低い児童を対象としました。</p>
2. 調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
3. 調査期間	平成30年11月12日から 平成30年11月30日まで	平成30年11月12日から 平成30年11月30日まで
4. 回収状況	配布数 1,000世帯 回収数 490世帯 回収率 49.0%	配布数 1,000世帯 回収数 461世帯 回収率 46.1%

(2) 就学前児童保護者調査結果

前回結果と比較して特徴的なものについて整理しました。

①母親の就労について

- ・「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合は減少
【前回 28.8%、今回 20.2%】
- ・産休・育休・介護休業の取得の有無に関わらず「フルタイム」の割合は増加
【前回 29.3%、今回 38.0%】

②教育・保育事業の利用状況と今後の利用意向について(注)

- ・現在の教育・保育事業の利用状況では、「認定こども園」、「保育園」が増加し、幼稚園が減少
認定こども園 【前回 6.6%、今回 9.6%】
保育園 【前回 41.3%、今回 45.3%】
幼稚園 【前回 7.8%、今回 7.1%】
- ・今後の利用意向では、「認定こども園」が増加
【前回 17.3%、今回 27.8%】

③留守家庭児童クラブの利用意向について

○小学校低学年

- ・留守家庭児童クラブの利用意向は増加 【前回 41.4%、今回 55.8%】
- ・放課後の過ごし方は、「自宅」「習い事」が減少
自宅 【前回 42.3%、今回 33.3%】
習い事 【前回 27.0%、今回 21.7%】

○小学校高学年

- ・留守家庭児童クラブの利用意向は増加 【前回 27.0%、今回 30.2%】
- ・放課後の過ごし方は、「自宅」が増加 【前回 51.4%、今回 55.8%】

④母親の育児休業の取得状況について

- ・母親の育児休業の取得経験は、取得中も含め増加 【前回 35.5%、今回 48.8%】

⑤子育てに役立つ情報の入手先について

- ・「インターネットや電子メール」が大幅に増加 【前回 39.7%、今回 52.4%】

⑥市の子育て支援の施策について

- ・相対的に満足度が低く、重要度が高い主な施策は、「子育て費用への支援」「働きながら子育てできる環境づくり」
「子育て費用への支援」 【前回 50.6%、今回 59.2%】
「働きながら子育てできる環境づくり」 【前回 59.6%、今回 56.7%】

(注) 前回調査は教育・保育事業利用者のみを 100%として各事業の割合を算出しているが、今回調査と合わせるため、回答者全体を 100%として再算出した。

(3) 小学生児童保護者調査結果

前回結果と比較して特徴的なものについて整理しました。

①母親の就労について

- ・産休等の取得の有無に関係なく「フルタイム」で就労している母親が増加
フルタイム 【前回 48.3%、今回 56.2%】

②今後希望する就労形態について

- ・パートタイム、アルバイトが大幅に減少し、フルタイムが増加
パートタイム、アルバイト 【前回 77.1%、今回 61.1%】
フルタイム 【前回 16.7%、今回 22.2%】

③留守家庭児童クラブの利用状況について

○小学校低学年

- ・留守家庭児童クラブの利用状況は、土曜日は 4.1 ポイント、長期休業期間中は 3.9 ポイントの増加
土曜日 【前回 38.4%、今回 42.5%】
長期休業期間中 【前回 87.9%、今回 91.8%】

○小学校高学年

- ・留守家庭児童クラブ利用意向は横ばい 【前回 35.6%、今回 34.8%】
- ・放課後の過ごし方は、「自宅」が減少し、「習い事」が増加
自宅 【前回 66.3%、今回 54.9%】
習い事 【前回 40.9%、今回 49.5%】

④子育てに役立つ情報の入手先について

- ・「インターネットや電子メール」が大幅に増加 【前回 23.4%、今回 33.6%】

⑤市の子育て支援の施策について

- ・相対的に満足度が低く、重要度が高い主な施策は、「子育て費用への支援」
「子育て費用への支援」 【前回 49.4%、今回 50.5%】

3 第1期計画の見込みと実績

本市における第1期計画で策定した目標事業量に対する達成状況は、次のとおりです。
 なお、実績値は「放課後児童健全育成事業（留守家庭児童クラブ）」以外は数字が確定している2018年度（平成30年度）までを表記しています。

「放課後児童健全育成事業（留守家庭児童クラブ）」については各年度5月1日現在で計上しています。

（1）教育・保育事業

認定区分	対象となる子ども	対象施設
1号認定 (教育標準時間認定)	3歳以上で教育を希望する就学前の子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定 (保育認定)	3歳以上で保育を必要とする就学前の子ども	保育所、認定こども園
3号認定 (保育認定)	3歳未満で保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園、特定地域型保育

■教育事業【1号認定】■

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	327人	319人	313人	311人	303人
	確保の内容	350人	350人	350人	350人	350人
実績値		323人	309人	298人	279人	

■保育事業【2号認定】■

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	1,258人	1,256人	1,252人	1,248人	1,246人
	確保の内容	1,366人	1,366人	1,366人	1,366人	1,366人
実績値		1,303人	1,247人	1,258人	1,216人	

■保育事業【3号認定（0歳児）】■

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	229人	245人	261人	277人	297人
	確保の内容	192人	192人	192人	192人	192人
実績値		191人	188人	226人	183人	

■保育事業【3号認定（1・2歳児）】■

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	674人	670人	666人	662人	656人
	確保の内容	599人	597人	597人	597人	597人
実績値		669人	698人	648人	716人	

(2) 地域子ども・子育て支援事業

■利用者支援事業■

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
実績値	3か所	3か所	3か所	3か所	

■地域子育て支援拠点事業■

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	1,546人日	1,490人日	1,379人日	1,258人日	1,126人日
	確保の内容	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日
実績値		948人日	816人日	786人日	972人日	

※第1期のアンケート調査では利用を希望する保護者が多く、その結果に基づき量の見込みを行いましたが、実績値は少なくなっています。

■妊婦健康診査事業■

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	6,300人回	6,237人回	6,175人回	6,113人回	6,052人回
	確保の内容	6,300人回	6,237人回	6,175人回	6,113人回	6,052人回
実績値		5,803人回	5,964人回	5,347人回	5,168人回	

※妊娠届出者数の減少に伴い、実績は見込みを若干下回る結果となっています。

■乳児家庭全戸訪問事業■

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	518人	507人	491人	477人	464人
	確保の内容	518人	507人	491人	477人	464人
実績値		444人	488人	434人	418人	

■養育支援訪問事業■

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	150人	150人	150人	150人	150人
	確保の内容	150人	150人	150人	150人	150人
実績値		316人	255人	203人	237人	

※過去の実績に基づいて量の見込みを行いました。それ以上の実績値となっています。

■子育て短期支援事業（ショートステイ）■

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	確保の内容	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日
実績値		0人日	0人日	0人日	0人日	

■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）■（単位：人日/年）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

低学年		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	104人日	104人日	104人日	104人日	104人日
	確保の内容	104人日	104人日	104人日	104人日	104人日
実績値		17人日	22人日	52人日	8人日	
高学年		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	52人日	52人日	52人日	52人日	52人日
	確保の内容	52人日	52人日	52人日	52人日	52人日
実績値		37人日	71人日	32人日	0人日	

※2018年度においては、利用回数の多い児童の卒業や転出があり、実績値は少なくなっています。

■一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）1号認定・2号認定で幼稚園希望■

保育認定を受けない子どもを、一時的に通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行う、また、共働き世帯で幼稚園を利用している子どもを定期的に通常の利用時間以外に幼稚園で保育を行う事業

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	1,553人	1,547人	1,510人	1,473人	1,472人
	確保の内容	1,686人	1,686人	1,686人	1,686人	1,686人
実績値		496人	424人	385人	412人	

※第1期のアンケート調査では利用を希望する保護者が多く、その結果に基づき量の見込みを行いました。実績値は少なくなっています。

■一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）■

保育認定を受けない子どもを利用希望に応じて一時的に認定こども園や保育園で保育を行う事業

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	63人	58人	52人	46人	40人
	確保の内容	53人	53人	53人	53人	53人
実績値		186人	161人	139人	112人	

※推計児童数に基づき量の見込みを行いました。それ以上の実績値となっています。

■時間外保育事業（延長保育）■

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	110人	115人	120人	125人	130人
	確保の内容	130人	130人	130人	130人	130人
実績値		133人	127人	123人	107人	

■病児・病後児保育事業■

病児あるいは病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	86人日	111人日	143人日	184人日	237人日
	確保の内容	480人日	480人日	480人日	480人日	480人日
実績値		43人日	34人日	28人日	20人日	

※過去実績に基づいて量の見込みを行いました。2014年度に、それまで病院内に併設されていた施設が移転したこと等により、実績値は少なくなっています。

■放課後児童健全育成事業（留守家庭児童クラブ）■ （単位：人/年）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や土曜日、長期休業期間中に、小学校の余裕教室や専用施設において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

低学年		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
計画値	量の見込み	808人	834人	829人	839人	809人
	確保の内容	916人	916人	916人	916人	916人
実績値		647人	656人	708人	756人	749人

高学年		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
計画値	量の見込み	267 人	262 人	264 人	270 人	277 人
	確保の内容	12 人	70 人	130 人	190 人	250 人
実績値		24 人	27 人	24 人	98 人	160 人

※高学年について、2017 年度までは、施設と支援員の体制が整った児童クラブのみで受入れを行っていたため、実績値は少なくなっています。(2018 年度から全クラブで受入開始)

■実費徴収に係る補足給付を行う事業■

- ・未実施

■多様な事業者の参入促進・能力活用事業■

- ・未実施

4 第1期計画の取組状況と課題

基本的視点1

親と子どもの健康の確保と増進

①安心して妊娠、出産できる環境の確保

取組状況

- 平成28年度に子育て世代包括支援センターを設置し、母子健康手帳の交付時に保健師による面接を行いました。
- 妊娠初期からの関わりができ、妊婦への支援計画に基づいた、きめ細かな相談支援を行いました。
- 産後うつ予防のため、市内産婦人科に委託して産後4か月未満の産婦に対する産婦保健指導・産後ケア事業を実施しました。

課題

- 早期の妊娠届出率が85.1%と全国平均の93%より低いため、関係機関と連携を図りながら、妊婦等に対して積極的な普及啓発に取り組む必要があります。
- 今後も産婦保健指導・産後ケア事業を通して、産後早期から産婦人科との連携を図り、産婦の適切な支援に努める必要があります。
- 母子の健康を守るため、妊婦健康診査や乳幼児の各種健診については、高い受診率を維持していく必要があります。

②親子の健康への支援

取組状況

- 身近な子育て応援団として、地区の母子保健推進員による赤ちゃん訪問では、子育て世代包括支援センターや子育て支援サービスの紹介、乳幼児健診のお知らせ等を行い、母親の育児不安の軽減に努めました。また、訪問結果から支援が必要な家庭に対し、再度保健師等が訪問し、養育支援訪問事業等へ結びつけています。
- 就学に不安を感じる保護者を支援するために、5歳児わんぱく相談を新たにスタートし、3歳児健診後から就学時健診までの切れ目のない支援を行いました。
- 3歳児健診では、耳鼻科医師による診察を全員に実施し、早期発見早期治療の体制が充実しました。

課題

- 3歳児健診の結果、「むし歯のある者」の割合が22.8%と県平均の19.8%より高く、今後、事業のさらなる充実に努める必要があります。

③食育の推進

取組状況

(健康づくり課)

- 子どもを対象とした料理教室を開催し、エプロンシアターや紙芝居等の媒体を利用して、食品の選び方やバランスのとれた食生活の大切さを普及しました。
- 料理教室では、伊万里の食文化を継承するため、献立の一部に「いまりの郷土料理」を取り入れました。

(学校給食センター)

- 伊万里市教育研究会栄養部会では、望ましい食習慣の定着と食事に関する自己管理能力の向上を目的として、市内の学校において栄養教諭による食に関する指導を計画的に行いました。(小学校においては、5年生の家庭科(食分野)に関連できるように市内全ての小学3年生、4年生は同じテーマで食育の授業を実施。)
- 食文化の継承、郷土愛の醸成につながるよう、毎月1回「ふるさと食材伊万里の日」を設け、伊万里市内で収穫される「旬」の食材を学校給食で提供するとともに、献立の中に「郷土料理」や「行事食」を月に2、3回程度取り入れ、校内放送やお便り等で周知する取り組みを行いました。

課題

- 平成28年度の意識調査では、郷土料理を食べたことがない、郷土料理という認識がない子どもたちが多くいたため、引き続き給食を通じた郷土料理の周知・普及を推進する必要があります。
- 望ましい食習慣の定着とバランスのとれた食生活を送るよう取り組む必要があります。また、食への感謝の気持ちをもち、郷土料理等、特色ある食文化を継承する必要があります。
- 平成30年度に児童生徒を対象として実施された朝食等実態調査では、登校日に毎日朝食を食べている市内の児童・生徒の割合は小学校で87%(県90%)、中学校では85%(県88%)と県平均を下回る結果でした。また、朝食の内容についても単品ですませている児童生徒も少なくない状況です。このため、家庭での望ましい朝食内容の実践化に向けて、引き続き朝食についての指導や家庭への情報発信を充実させていくことが重要です。

①学校における教育環境の整備

取組状況

- 子どもたちの豊かな心の育成、学力向上、健やかな体づくりの3本柱を通して「生きる力」を育てていくための、教育環境の整備に取り組みました。

課題

- それぞれの柱が相互に絡み合うことで「生きる力」につながると考えますが、新学習指導要領の実施による、新たな教育に向けての準備が必要です。

②家庭の教育力の向上

取組状況

- 親子家読の推進、家庭学習とつながる授業の工夫等、家庭教育へのアプローチを各学校で行いました。

課題

- 就労保護者が増加する中、学校と家庭が連携して家庭学習の在り方、正しい生活習慣の在り方を探る必要があります。

③思春期の心と体の健康づくり

取組状況

(健康づくり課)

- 学校、地域、行政が連携し、思春期の性と心に向き合う保健事業に取り組みました。

(学校教育課)

- 子どもたちが、安全にインターネットを使うルールを覚えていくため、正しい知識を持ち、適切な対応をとれるように普及活動や環境づくりに努めました。

課題

- 情報化社会の中で、子どもたちが、正しい知識を持ち、適切な対応をとれるよう、さらに対策を図る必要があります。
- 子どもたちを対象に SNS を利用したインターネットを正しく、安全に使うことができるよう、正しい知識を持って適切な対応を身につけさせるための対策が必要です。
- 性教育については、学校が教科を超えて、関係機関等と組織的、継続的に連携していく必要があります。

④体験活動の機会の創出

取組状況

- 学校と地域社会でそれぞれ体験活動を実施しました。
- 地区（町）公民館や学校を活用し、地域住民の参画による学習・体験活動プログラムを実施する放課後子ども教室事業に取り組んでおり、留守家庭児童クラブを利用する児童も参加するなど、放課後等に児童の安全・安心な居場所を確保しています。

課題

- 取組を継続して行うためには、学校・家庭・地域が十分連携する必要があります。そのために、コミュニティ・スクール（学校・家庭・地域がより一体となって子どもを育む制度）の体制づくりに取り組みます。
- 全ての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができるよう、留守家庭児童クラブと放課後子ども教室の両事業が、連携をより一層深めていく必要があります。



①子育て支援サービスの充実

取組状況

【子育て支援サービスの充実】

(子育て支援課)

- 子育て支援センター「ぽっぽ」において、地域子育て支援拠点の4つの基本事業に沿って子育て中の保護者の支援を行いました。
- 特に、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進として行っている「わくわく広場」では、親同士・子ども同士・親子と地域のつながりをより深めることで、自主サークルの立ち上げにもつながりました。ぽっぽママのつどいでは、子育てのノウハウを学ぶ講座を実施し、子育てに自信を持ち、楽しみを見いだせるよう支援を行いました。
- 一時休日保育を実施し、不定期の保育ニーズに対応しました。
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）では、依頼会員の様々な保育ニーズに対応できるよう、提供会員登録講習会の内容をより充実させ実施しました。

(健康づくり課)

- 妊産婦・乳幼児相談を月1回開催し、子育ての相談（保健師）、食事の相談（管理栄養士）、母乳の相談（助産師）、歯の相談（歯科衛生士）をそれぞれ個別で行いました。成長の確認をいっしょに行い、育児に関する不安の軽減に努めました。
- 妊娠届や赤ちゃん訪問時に、子育て情報冊子「いまりん子育てサポートブック」を配付し、子育てに関する基礎的な知識と市のサービスについての情報提供に努めました。

【子育て支援センターでの相談体制、情報提供の充実】

- 子育て支援センターについては、毎月の市報、市のホームページ、ケーブルテレビ、つくしんぼ通信等で子育て家庭に周知を図りました。
- 子育て支援センターでは、電話・来所・訪問・わくわく広場において相談を受けています。広場では子育ての悩みや心配に寄り添った支援を行い、保育士に気軽に相談できるように心がけました。また、親同士が情報交換を行い、悩みを共有することで安心感を得ることができています。深刻なケースについては、他の関係機関との連携を図りながら対応しました。

課題

- ニーズ調査結果による利用状況をみると、就学前では「健康づくり課の発達支援相談」が28.0%、「子育て支援センター「ぽっぽ」での子育て相談」が14.1%となっていますが、それ以外の子育て支援サービスは利用率が低いため、各種子育てサービスに関する事業の周知徹底を図る必要があります。
- ファミリー・サポート・センターは、地域の住民相互の援助活動であり、援助を行う人材の確保とサポートの質の向上が必要となっています。

②経済的負担の軽減

取組状況

(子育て支援課)

- 保護者の子育てに関わる経済的負担の軽減を図るため、児童手当の支給や子どもの医療費助成を実施しました。
- 子どもの医療費助成(通院)については、助成対象者を就学前児童から中学生まで拡充し、支援の充実を図りました。

(健康づくり課)

- 平成29年度の不妊に関する相談件数は45件、支給件数は35件とここ数年横ばいで推移しています。
- 母子健康手帳交付時の保健師による面談において、不妊治療の有無の確認を行い、治療を把握した場合には、県・市の助成制度を紹介しました。
- 不妊に関する相談や申請受付は、担当保健師が専任で行い、プライバシーの保護に努めました。

(学校教育課)

- 経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者の負担を軽減するため、就学に要する経費を援助しました。
- 多子世帯における子育てを支援するため、小学校から満18歳に達する学年までに4人以上の兄弟姉妹がいる保護者に対して、小学校及び中学校に通う4人目以降の給食費を助成しました。

課題

- 不妊治療を受ける夫婦の心理的なストレスの軽減については、今後も佐賀県不妊専門相談センターを紹介し、心身の不安の軽減を図る必要があります。

③相談体制、情報提供の充実

取組状況

(子育て支援課)

- 子育て支援センターについては、市報、市ホームページ、ケーブルテレビ、つくしんぼ通信で周知を行いました。
- 子育て支援センターでは、電話、わくわく広場の中で相談を受けました。親同士が情報交換を行い、悩みを共有することで、子育ての不安を軽減する取組に努めました。

(健康づくり課)

- 妊娠中から支援が必要な妊婦に対しては、支援計画に基づいて保健師が電話や家庭訪問等を行いました。
- 出産や子育ての不安を軽減するため、妊婦わくわくクラブを年4クール開催し、夫婦で参加できるよう夜間の開催も行いました。
- 精神的な疾患や連絡がとれない等の支援が難しいケースについては、福祉課や子育て支援課、児童相談所、産婦人科等の医療機関と連携を図り、支援者が統一した対応をとれるよう情報共有をしながらサービスの提供に努めました。
- 子育てに不安がある母親については、少人数で開催している子育てサロンを紹介し、助産師や保育士がマンツーマンでの相談に応じました。
- このほか、助産師による養育支援訪問では、母親が納得するまで訪問を重ねる等丁寧な支援が提供できました。

課題

- 各種子育て情報等の発信については、既存の公開情報に加え、子育てに関する情報や事業を取りまとめた新たな媒体やスマートフォンを活用した情報の掲載について検討する必要があります。

基本的視点 4

支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

①児童虐待の防止策の充実

取組状況

- 児童虐待を含めた家庭児童相談に係る相談内容は複雑化しており、家庭児童相談員を1名増員し、3名体制で児童虐待を含めた相談対応を行いました。

課題

- 関係機関との連携や支援体制の在り方について検討していく必要があります。
- 児童虐待に関する相談は増加傾向にあり、児童虐待防止対策の取組は重要です。このため、関係機関や地域等が緊密に連携し、児童虐待の早期発見に努める必要があります。

②障害のある子どもがいる家庭への支援

取組状況

- 障害のある子どもを受け入れる障害児通所支援事業所（児童発達支援や放課後等児童デイサービス等）が増加するとともに、短期入所事業所の数も増加する等、計画期間内において支援体制は充実してきました。
- 発達障害についても、佐賀県により「西部発達障害者支援センター蒼空」が新たに設置される等、支援体制の整備が進みました。
- 市内小、中学校及び義務教育学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、給食費や学用品費などの経費の一部を補助しています。

課題

- 学校等において、より細かい対応ができるよう支援員の配置等の充実を図る必要があります。
- たん吸引や経管栄養等の医療的ケアを日常的に必要とする子ども（医療的ケア児）の受け入れ可能な事業所が少なく、そうした子どもを養育する家庭への支援が必要となっています。
- 特別支援教育への理解が深まるにつれ、特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増加しており、補助に係る経費も増加傾向となっています。支援の充実を図るためにも、しっかりと財源を確保する必要があります。

③ひとり親家庭の自立支援

取組状況

- ひとり親家庭は、子育てや生計を一人で担うことが多いことから、経済的支援や就労支援、相談体制の充実を図る取組を行いました。

課題

- ひとり親家庭が、安定した経済基盤を確保するための支援が必要です。

①就業環境の確保

取組状況

- 男女が互いに責任を分かち合い、仕事と家事、育児、介護等を両立し、あらゆる分野において活躍できる環境づくりのため、事業主や労働者を対象とした講演会やセミナー等を開催し、意識改革の取組を進めました。

課題

- 多くの職場は男性中心の職場環境となっており、男性の家事、育児等への積極的な参画を妨げる原因となっていることから、職場環境の整備が必要です。
- 働きながら子育てがしやすい環境づくりのため、職場の「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取組が必要です。

②保育サービスの充実

取組状況

- 保護者の多様な保育ニーズに対応すべく延長保育や一時預かり、休日保育を実施しました。
- 通常保育については、事業計画における量の見込みと確保の内容による需給計画を通して、対応を図りました。延長保育や一時預かり等の多様な保育ニーズについても、事業計画における地域子ども・子育て支援事業の取組にしたがって、内容の充実に努めました。

課題

- 公立保育所の運営については、建物の老朽化に伴い、民間への移譲も視野に入れた検討を進め、効率的な保育所運営を図る必要があります。

③留守家庭児童クラブの充実

取組状況

- 支援員不足を解消し、事業の充実を図るため、平成 30 年 4 月から、民間事業者に児童クラブの運営を委託しました。
- 平成 30 年度より、受け入れ対象学年を、従来の小学校 3 年生までから 6 年生までに拡大し、児童の健全育成を図る取組を行いました。
- 保護者の子育てと仕事の両立支援を図るため、令和元年度より、児童クラブの終了時間を午後 6 時までから午後 7 時までに延長しました。
- 保護者へのアンケート調査を実施し、ニーズを把握するとともに、アンケートの結果を踏まえ、事業の改善に努めています。

課題

- 本計画策定のためのアンケート調査の結果をみると、留守家庭児童クラブへの要望として、利用時間の延長を望む声が 40.3%と多く、次いで、施設・設備の改善が 23.1%となっており、今後、ニーズへの対応を検討する必要があります。
- 利用児童の増加と受け入れ対象学年の拡大により、待機児童が見込まれる状況にあることから、今後は待機児童への対応が求められます。

①子育てを支える地域社会の形成

取組状況

(子育て支援課)

- 保育園では各種地域行事に参加することで、地域の人たちとのふれあいを大切に、「地域での子育て支援」の意識の高揚を図りました。
- 高齢者とのふれあいの場(芋苗植え・七夕飾りつけ・芋ほり・敬老会等)を設けており、世代間の交流も図りました。

(学校教育課・生涯学習課)

- 学校、地域社会において、それぞれ体験活動の取組を行いました。

課題

- 体験活動が学校・家庭・地域のそれぞれで実施できていることから、今後は、家庭・学校・地域が連携できるよう、活動を支援する仕組みづくりが必要です。

②子どもの安全の確保

取組状況

(子育て支援課)

- 保育園において、交通安全教室の開催、紙芝居での交通安全指導等を行い交通安全意識の高揚に努めました。
- 交通安全教室へ保護者も参加してもらい、保護者への交通安全に対する意識づけの取組を行いました。

(学校教育課)

- 学校において、情報メディアの特性や適切な利用方法を学ぶ情報モラル教育に取り組んでいます。

課題

- 情報化社会において、子どもたちに情報モラル教育をさらに推進し、今後の自己目的を達成するための確かな情報リテラシーを身につけさせることは、喫緊の課題です。小学校、中学校及び高等学校の発達段階に応じた情報モラル等に関する指導を地域や家庭と連携してさらに推進する必要があります。

③子育てを支援する生活環境の整備

取組状況

- 子どもを連れた親が、安心して市役所を利用できるよう市役所内に授乳室を整備したり、市主催の大型イベントであるハーフマラソンにおいて託児所を開設する等、子育てにやさしい環境を整備しました。

課題

- 子どもと同伴で安心して楽しく遊べる場所や安心して買い物ができる環境の整備が必要です。